

独立行政法人造幣局の平成29年度評価結果の反映状況

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条の4の規定に基づく評価結果の事業計画並びに業務運営の改善への反映状況は以下のとおり。

| 評価項目 | 平成29年度評価における課題、指摘事項 | 平成30年度業務運営の改善への反映状況 | 令和元年度事業計画への反映状況 |
|-----------------|--|--|---|
| その他業務運営に関する重要事項 | <p>・造幣局は、国民生活の基盤となる貨幣を製造している法人であることを踏まえ、強固な内部統制が求められることから、事件の再発防止に向けた取組を引き続き確実に実施し、適確なリスクマネジメントを行われたい。</p> | <p>Ⅶ-1-(3) リスクマネジメントの強化</p> <p>平成28年6月に発覚した当局職員（平成28年9月に懲戒免職）による一連の收藏品等の窃盗事件の再発防止に向けた取組については、平成29年度に所期の対応を完了したところであるが、平成30年度においては、再発防止策の実施状況について、リスク・コンプライアンス委員会においてフォローアップを行った。</p> <p>また、平成29年度において、造幣局におけるリスクの洗い出しを行い、効率的・効果的なリスク管理の観点から、洗い出されたリスクのうち組織全体として管理すべきリスクを選定し、選定したリスクについては、リスクの低減等に向けた課題や実施スケジュール等を明確にしたリスク管理表及びリスクマップを策定したところであるが、平成30年度においては、リスクの見直しを行った上、平成31年3月の理事会において評価するなど、引き続きリスクマネジメントの強化に取り組んだ。</p> <p>なお、事故等の発生時においては、理事長ほか役員・幹部職員等が迅速に情報を共有できるよう局内イントラネットを活用した緊急報告体制の下、適切な対応の維持に努めた。</p> | <p>Ⅶ. 1. (3) リスクマネジメントの強化</p> <p>① 造幣局の役割（ミッション）遂行の障害となるリスクを識別し、識別したリスクに対する評価に基づき、そのリスクの発生防止又は発生時の被害低減に向けた対策を策定し、実施することにより、リスクマネジメントの強化に向けて取り組みます。</p> |
| | <p>・法人が自ら課題としているとおり、国民生活の基盤となる貨幣、国家が与える榮譽を表象する勳章等を製造している法人であること</p> | <p>Ⅶ-1-(5) 情報セキュリティの確保</p> <p>情報セキュリティ対策については、情報セキュリティの確保に関する内部規程等を遵守するとともに、情報セキュリティ・ポリシーに基づき、情報セキュリティ対策を総合的に推進するため、平成30年3月に平成30年度造幣局情報セキュリティ対策推進計画を策定し、情報セキュリティに関する教育、情報セキュリティ対策の自己点検及び情報セキュリティ監査等を計画のとおり実施した。</p> | <p>Ⅶ. 1. (5) 情報セキュリティの確保</p> <p>情報セキュリティに係る脅威の増大及び造幣局が取り扱う偽造防止技術関連情報等の重要性に鑑み、情報技術の進歩等に対応した適切な情報セキュリティ対策の実施に取り組みます。具体的には、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を含</p> |

| 評価項目 | 平成29年度評価における課題、指摘事項 | 平成30年度業務運営の改善への反映状況 | 令和元年度事業計画への反映状況 |
|------|---|---|---|
| | <p>を踏まえ、情報セキュリティ対策の不備による情報漏えい等の重大リスクを発生させないよう、引き続き、情報セキュリティ対策に取り組まれない。</p> | <p>平成30年7月に政府機関等の情報セキュリティのための統一基準が改定されたことに伴い、電子メール通信の暗号化が必要になったことから、情報システム整備運用計画に基づく基幹LANシステムの電子メールシステム部分の更新に併せて対応した。</p> <p>また、平成31年3月に情報セキュリティ委員会を開催し、これらの実施状況について報告を行うとともに、造幣局情報セキュリティ対策基準の改定について審議した。この審議結果に基づき、平成31年3月、造幣局情報セキュリティ対策基準の改定を行い、情報セキュリティ対策の維持向上を図った。</p> | <p>む政府機関等における情報セキュリティ対策を踏まえて整備した情報セキュリティ・ポリシーに基づき、情報セキュリティに関する計画を策定し、適切な情報セキュリティ対策を確実に実施します。また、その状況を定期的に点検等することにより、情報セキュリティ対策の不備による重大事象を発生させないよう取り組むとともに、発生時には的確な対応を行います。</p> <p>さらに、情報セキュリティ対策推進計画に基づき、職員に対する情報セキュリティ教育を確実に実施します。</p> |
| | <p>・法人が自ら課題としており、危険を伴う様々な作業がある法人であることを踏まえ、引き続き、労働災害の未然防止及び労働者の安全・健康に注力されたい。</p> | <p>Ⅶ-5-(1) 労働安全の保持</p> <p>平成30年度における職場環境整備に資する計画として、「安全衛生に関する計画」を策定し、①快適な職場環境の形成による安全の確保、②充実した健康確保対策の推進、を重点取組事項として取り組むこととした。</p> <p>当該計画に基づき、より安全で働きやすい職場環境とするため、安全衛生委員会による職場巡視を、本局では14回、さいたま支局では12回、広島支局では14回実施した。</p> <p>重点取組事項である快適な職場環境の形成による安全の確保については、前年度に引き続き、各職場や安全衛生委員会におけるKY活動やリスクアセスメント活動を積極的に取り組むことにより、労働災害の発生防止に努めた。</p> | <p>Ⅶ. 5. (1) 労働安全の保持</p> <p>造幣局の業務には、危険・有害業務を含む様々な作業があることから、快適な職場環境の実現と労働者の安全と健康を確保する必要があります。このため、「労働安全衛生法」(昭和47年法律第57号)をはじめとした関係法令を遵守するとともに、メンタルヘルスケアを含め、引き続き安全で働きやすい職場環境の整備に取り組みます。具体的には、「安全衛生に関する方針」及び職場環境整備に資する計画である「安全衛生に関する計画」を定め、当該計画に沿って安全衛生教育・活動等を確実に実施することにより、重大な労働災害を発生させないよう取り組みます。</p> |
| | <p>・資源の有効活用の観点から、引き続き再</p> | <p>Ⅶ-6 環境保全</p> <p>廃棄物の発生を抑制し、再利用による廃棄物の資源化に取り組ん</p> | <p>Ⅶ. 6. 環境保全 (前段省略)</p> |

| 評価項目 | 平成29年度評価における課題、指摘事項 | 平成30年度業務運営の改善への反映状況 | 令和元年度事業計画への反映状況 |
|------|------------------------------|--|--|
| | <p>利用による廃棄物の資源化に取り組まれない。</p> | <p>だ。具体的には、廃プラスチック及び廃電化製品の一部、古機械、シュレッダー紙屑等の売却や廃棄物の分別の徹底に努めた結果、廃棄物再利用率は44.3%となり、過去5年の平均値40.9%を上回った。</p> | <p>環境保全や資源の有効活用の観点から、国から交付された回収貨幣及び製造工程内で発生する返り材（スクラップ）を100%再利用します。また、事業活動の結果、排出される廃棄物のうち、再資源化可能な廃棄物の再資源化（100%）に取り組めます。 （後段省略）</p> |